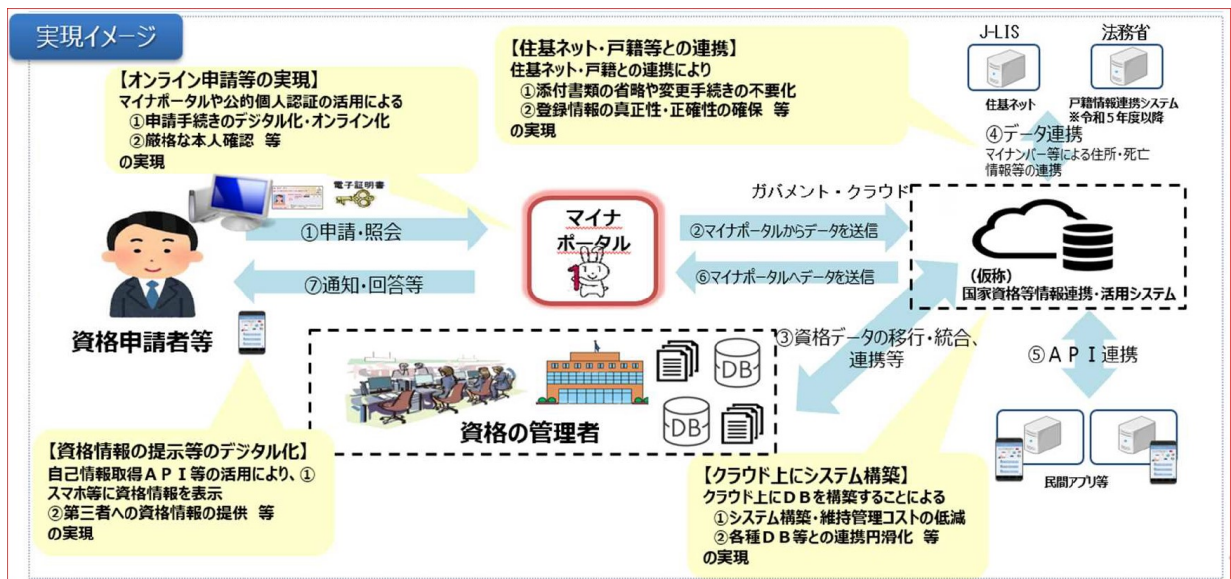


「国家資格の登録に関する事務」に関する特定個人情報の保護評価について

1 経緯

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条では、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。
- 国の各省庁においては、所管する各種免許・国家資格等の手続きにおいて、税・社会保障に関する 32 の国家資格については、①国家資格に係る申請等の手続きのオンライン化、②マイナンバーによる住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携、③国家資格等情報連携・活用システムの構築、④マイナンバーカードを活用した認証等を行うことで、業務の効率化を図り、令和 6 年度から国家資格等のデジタル化を開始することとしている。
- 番号法改正により、国家資格等の登録に関する事務について、個人番号を利用し、情報連携を可能とすることにより、国家資格の登録や変更手続における戸籍謄（抄）本や住民票の写しの添付を省略することが可能となった。
- 国家資格の登録に関する事務については個人番号を利用し、特定個人情報ファイルを保有することとなり、各資格管理事務においては特定個人情報保護評価の実施が必要となる。



※「国家資格等情報連携・活用システム」は、令和 5 年度までに、開発・構築を行い、令和 6 年度からの運用開始を予定していることから、システムの開発・構築に先立ち特定個人情報保護評価を実施する必要がある。

2 今回保護評価を実施した番号利用事務

- (1) 介護支援専門員の登録に関する事務（健康長寿推進課）：資料3-1
- (2) 准看護師免許に関する事務（医務課）：資料3-2
- (3) 栄養士資格の登録に関する事務（健康増進課）：資料3-3
- (4) 保育士の登録に関する事務（子育て政策課）：資料3-4

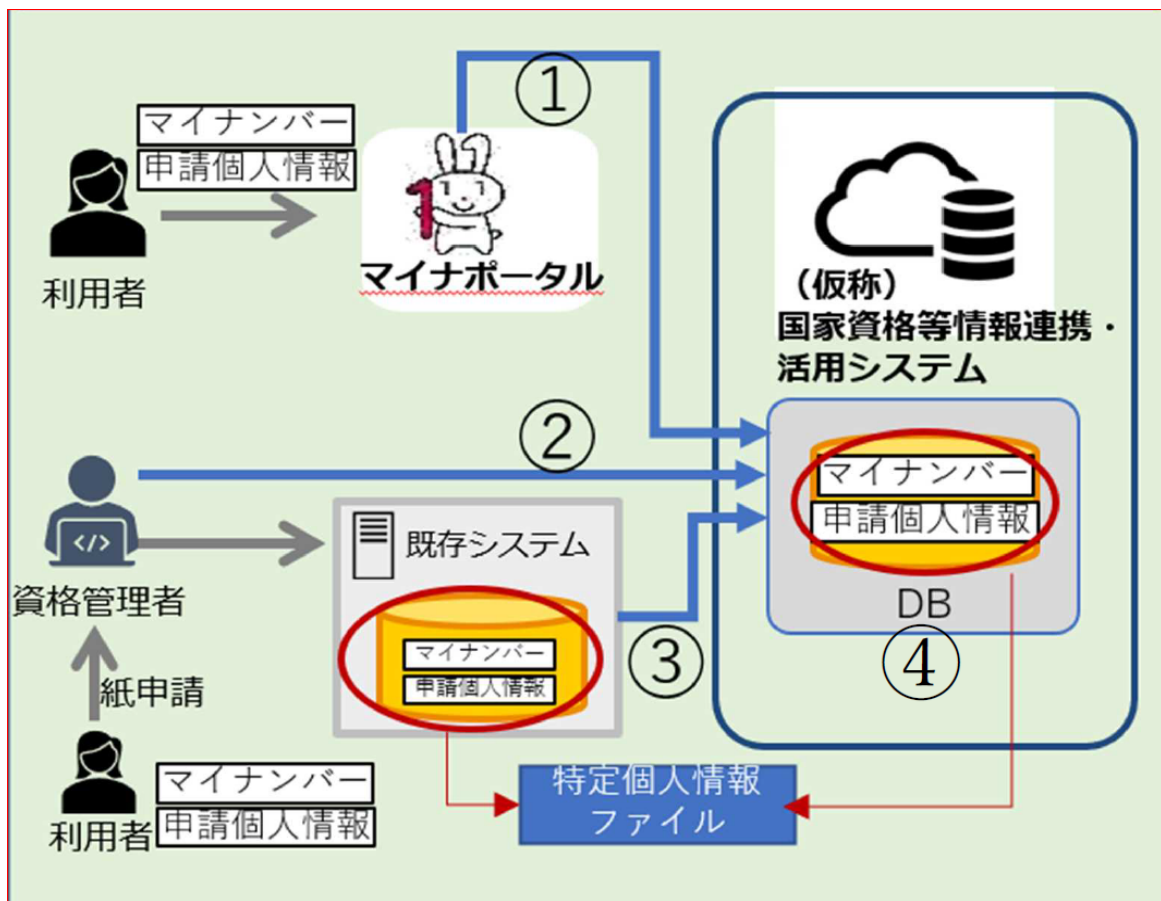
(参考) 今回デジタル化される32の国家資格等

① 医師	⑫ 言語聴覚士	⑲ 介護福祉士
② 歯科医師	⑬ 臨床検査技師	⑳ 社会福祉士
③ 薬剤師	⑭ 臨床工学技士	㉑ 精神保健福祉士
④ 看護師	⑮ 診療放射線技師	㉒ 公認心理師
⑤ 准看護師	⑯ 歯科衛生士	㉓ 管理栄養士
⑥ 保健師	⑰ 歯科技工士	㉔ 栄養士
⑦ 助産師	⑱ あん摩マッサージ指圧師	㉕ 保育士
⑧ 理学療法士	⑲ はり師	㉖ 介護支援専門員
⑨ 作業療法士	㉑ きゅう師	㉗ 社会保険労務士
⑩ 視能訓練士	㉒ 柔道整復師	㉘ 税理士
⑪ 義肢装具士	㉓ 救急救命士	

※ 上記のうち、⑤准看護師、㉔栄養士、㉕保育士、㉖介護支援専門員の4資格は、地方公共団体が資格管理者となっている。

3 県が実施する事務

- 「国家資格の登録に関する事務」を実施するにあたり、生じる特定個人情報の取扱いは、主に次の内容が想定されている。
 - ① マイナポータル経由での本人からの登録情報を特定個人情報として取り扱う
 - ② 各資格管理者に紙ベースで提出された登録情報を特定個人情報として取り扱う
 - ③ 各資格管理者が保有する既存システムから国家資格等情報連携・活用システムへの特定個人情報の登録
 - ④ 国家資格等情報連携・活用システムを利用した登録情報の管理及び他資格管理者との登録情報の共有
- このうち資格管理者が行う事務は、②及び③が該当（ただし、③の事務は、現時点では予定していない。）。



4 県におけるセキュリティ対策

- 国家資格等情報連携・活用システムについては、デジタル庁においてセキュリティ対策を実施。
- 既存システムについては連携を行わないため、追加の保護措置は不要。
- その他の特定個人情報については、引き続き「知事が保有する特定個人情報取扱事務要領」を遵守とともに、内部監査等により適正な管理を徹底していく。